

令和6年度決算監査における指摘事項に関する改善策等について

NO.	指 摘 事 項 等	改 善 策 等	担当課
3	伝票等の事務処理について 当年度の伝票処理について検査した結果、不適切と認められるものが107件(企業会計を含む)あり、前年度の98件より増加している。現金の収納については前年度は収納遅延が6件あったが当年度は0件で改善が見られた。収納事務については、村財務規則第35条において、特別な事情がある場合を除き収納した現金は当日又は翌日までに指定金融機関に払い込むものと定められている。金額の多少に関わらず、公金であるので、紛失や横領のリスクを減らすためにも、引き続き速やかな収納をお願いしたい。 支払事務については、支払時期の遅れが10件(令和5年度2件、令和4年度3件)と大幅に増え、また、同じ事業者へ二重に支払った事務処理が1件発生している。支払い遅延や二重払いは相手先に迷惑をかけるので、今後は確実に無くしていただきたい。 不適切な伝票処理は、村の信用、事務の信頼性に関わる問題であると同時に村の財産管理に重大な影響を及ぼす恐れがあるので、日頃から複数人で内容のチェックをしっかりと行うとともに、間違いが生じた際には、その原因をよく検証し、再発防止に努めてもらいたい。	御指摘いただきました事項につきましては、令和7年9月19日にグループウェア掲示板に掲載し、職員に周知、注意喚起を行いました。 今後は、財務規則や予算執行マニュアルの周知徹底を行うとともに、会計課とも連携を図り、適正な事務の執行に努めてまいります。	財政経営課